

奈良県告示第七号

都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十九号）第三条第五項において準用する同条第一項及び第四条第二項において準用する第三条第五項において準用する同条第一項の規定により、指定した土地の区域及び建築物の用途を次のとおり変更した。

変更後の土地の区域及び建築物の用途は、令和八年四月一日から適用する。

なお、関係書類を、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課及び当該市町村の区域を所管する土木事務所並びに当該市町村の関係課において縦覧に供する。

令和六年四月一日

奈良県知事 山下 真

市町村	土地の区域	建築物の用途の指定に係る土地の区域	建築物の用途
御所市	大字池之内、大字室、大字蛇穴、大字西寺田、大字富田及び大字玉手の各一部。ただし、都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例施行規則（平成十六年十二月奈良県規則第二十三号。以下「規則」という。）第三条第一号から第九号までに掲げるものを除く。	大字池之内、大字室、大字蛇穴、大字西寺田、大字富田及び大字玉手の各一部。ただし、規則第三条第一号から第九号までに掲げるものを除く。	規則第六条第二号に掲げる建築物の用途同条第二号に掲げる建築物の用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの、同条第四号に掲げる建築物の用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が一五〇平方メートル以内のものに限る。）並び

（次頁に続く。）

<p>に同条第五号に掲げる建築物のうち平成十四年総務省告示第百三十九号（統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令の規定に基づき、産業に関する分類の名称及び分類表を定める等の件）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類F―製造業のうち、小分類一―二五―その他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうち細分類一―二五四―靴下製造業、小分類一―二―ニット製外衣・シャツ製造業、小分類一―七六―医薬品製造業、小分類一―九三―工業用プラスチック製品製造業、小分</p>

（次頁に続く。）

類一九九―その他の
プラスチック製品製
造業、小分類二〇二
―ゴム製・プラスチ
ック製履物・同付属
品製造業、小分類二
一四―革製履物製造
業のうちゴム製靴製
造業、サンダル製造
業及び同付属品製造
業、中分類二三―鉄
鋼業、中分類二四―
非鉄金属製造業、中
分類二五―金属製品
製造業、中分類二六
―一般機械器具製造
業、中分類二七―電
気機械器具製造業、
中分類二八―情報通
信機械器具製造業、
中分類二九―電子部
品・デバイス製造業、
中分類三〇―輸送用
機械器具製造業、中
分類三一―精密機械
器具製造業、小分類
〇九九―その他の食

(次頁に続く。)

	<p>桜井市</p> <p>大字太田、大字辻、大字巻野内、大字草川及び大字大豆越の各一部。ただし、規則第三条第一号から第九号までに</p>		<p>料品製造業のうち細分類〇九九九―他に分類されない食料品製造業のうち葛製造業及び小分類一三九―その他の木製品製造業（竹、とうを含む。）、のうち細分類一三九九―他に分類されない木製品製造業（竹、とうを含む。）、のうち桐材製品（家具・下駄箱・箱等）製造業を営む工場の用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が一五〇平方メートル以内のものに限る。）</p>
	<p>大字太田、大字辻、大字巻野内、大字草川及び大字大豆越の各一部。ただし、規則第三条第一号から第九号までに</p>	<p>大字巻野内の一部。ただし、規則第三条第一号から第九号までに掲げるものを除く。</p>	<p>規則第六条第二号に掲げる建築物の用途、同条第三号に掲げる建築物の用途で床面積の合計が三〇〇平</p>

（次頁に続く。）

掲げるものを除く。

方メートル以内のもの、同条第四号に掲げる建築物の用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が一五〇平方メートル以内のものに限る。）並びに同条第五号に掲げる建築物のうち日本標準産業分類に掲げる小分類〇九九―その他の食料品製造業のうち細分類〇九九二―めん類製造業のうちそうめん製造業、小分類一三一―製材業・木製品製造業のうち細分類一三一―一般製材業、中分類二三―鉄鋼業、中分類二四―非鉄金属製造業、中分類二五―金属製品製造業、中分類二六―一般機械器具製造業、中分

（次頁に続く。）

大字大豆越の一部	
<p>規則第六条第五号に掲げる建築物のうち日本標準産業分類に掲げる小分類一三一―製材業・木製品製造業のうち細分類一三一―一般製材業及び一三二三―集材製造業、中分類二―鉄鋼業、中分類</p>	<p>類二七―電気機械器具製造業、中分類二八―情報通信機械器具製造業、中分類二九―電子部品・デバイス製造業、中分類三〇―輸送用機械器具製造業及び中分類三一―精密機械器具製造業を営む工場の用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が一五〇平方メートル以内のものに限る。</p>

(次頁に続く。)

二四―非鉄金属製造業、中分類二五―金属製品製造業、中分類二六―一般機械器具製造業、中分類二七―電気機械器具製造業、中分類二八―情報通信機械器具製造業、中分類二九―電子部品・デバイス製造業、中分類三〇―輸送用機械器具製造業並びに中分類三一―精密機械器具製造業を営む工場用途で床面積の合計が三〇〇平方メートル以内のもの（作業場の床面積の合計が一五〇平方メートル以内のものに限る。）